



情報(第 171 号)



令和 5 年 9 月 29 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

年収の壁(被保険者/被扶養者)



健康保険の被扶養者認定には、その上限となる金額があります。令和 4 年 10 月からは、健康保険・厚生年金保険（以下「社会保険」といいます）の適用拡大が図られ、新たに境目となる金額が生じました。年収の壁と呼ばれ、不正確な情報が散見され、混乱が生じています。

政府がこの対策を講じており、この理解には基本的な知識が必要です。今号では、この点について解説しましょう。

1 年収の壁の主役

この問題の主な主役は、パート・アルバイト労働者（以下「パート労働者」といいます）で、その中でも被扶養者として就労している労働者です。本年 10 月から最低賃金が改正され、山口県では 888 円が 928 円となり（全国加重平均は 1,004 円）、この問題に拍車がかかっています。

このほど、厚生労働省HPに「年収の壁・支援強化パッケージ」なるサイトが立ち上がりました。そこに、次表のような説明がされています（厚生労働省の表記に加筆）。

金額区分	対応内容	主な問題点
106 万円 の年収の 壁対応	パート労働者の社会保険加入に併せて手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対し、一人当たり最大 50 万円の支援。	被扶養者が社会保険の被保険者となることで保険料負担が発生。
130 万円 の年収の 壁対応	パート労働者が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組み。	被扶養者認定がされなくなることで、国民健康保険料、国民年金保険料負担が発生。

2 問題となる事項

前項表の対象者には、主に被扶養者である方と単身者である方があり、問題が一律ではありません。整理すると次のとおりです。

(1) 106 万円※の壁

- ① 被扶養者である方が、被保険者数が 101 人以上の企業に週 20 時間以上、月額 8.8 万円以上で就労するときは、被保険者となり、新たに保険料負担が発生するとともに、その配偶者賃金に家族手当が加算されているときは、その加算がなくなる可能性があります（その企業の就業規則による）。いわばダブルパンチを食らう形です。
- ② 単身者では、基本的に国民健康保険料・国民年金保険料（60 歳未満）を支払うことになり、社会保険料は、半額事業主負担となって、保障が大きくなるのでむしろ歓迎できます。

(2) 130 万円の壁

被扶養者であるためには、向こう 1 年間の年間見込収入が 130 万円未満であることが必要です（月額 108,333 円以下、日額 3,611 円以下）。一時的にこれを超えることがあったとしても直ちに削除とはならないはずですが（実績が超えたので、削除される可能性は高まります）。

この度の対応内容は、収入が一時的に上がり、事業主がその証明をすることで、引き続き被扶養者となることを念のため示したくらいの意味です。

被扶養者でなくなると、国民健康保険に加入し、第 1 号被保険者となります。国民健康保険料を納付しても医療補償内容は変わらず、国民年金保険料を納付しても老齢基礎年金額は第 3 号と同じになります。

※ 106 万円の壁は不正確で、月額 8.8 万円の壁が正当です（週 20 時間以上、月額 8.8 万円以上、2 か月超勤務するときは被保険者となり、年収は無関係）。

3 政府の対応内容

以上のことを踏まえ、次の対応となっています。当面の措置、暫定対応で、抜本策には、法改正の問題が生じますからそうならざるを得ないわけです。

金額区分	対応内容	端的な意味
106 万円の 年収の壁 対応	被保険者となる際、その収入を増加させる取組を行った事業主に、複数年（最大 3 年）で計画的に取り組むケースを含め、一定期間助成（労働者 1 人当たり最大 50 万円）を行う。	助成金で事業主を援助
	被保険者となった場合、当該被保険者へ給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給することができる。社会保険適用促進手当は、その被保険者負担分の保険料相当額を上限として、最大 2 年間、標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しない。	手当を支給しても保険料に反映させない
130 万円の 年収の壁 対応	一時的に収入が増加し、年収見込みが 130 万円以上となる場合においても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断する。	130 万円超でも認定のまま

4 企業の対応

現在、被扶養者となっている方は（この問題の多くの対象者は）、被保険者になるまいとして、年収 130 万円を超えないよう就労時間、就労日数を減らす行動に出ることになってしまいます。

したがって、効果的な解決策は、月額 8.8 万円を引き上げること、130 万円を引き上げることなのです。

その規制のままでは今回のような当面の策しかできないことになり、今後の検討課題です。

人手不足問題が最小限となるよう、今回対応を睨みながらご提案をしてみたいので、ご相談ください、